

平成29年(2017年)1月 発行

所 <Shoho>

報

川崎市総合教育センター

〒213-0001 川崎市高津区溝口 6-9-3
 TEL044-844-3600 FAX044-844-3604
 代表メール KE130201@to.keins.city.kawasaki.jp
 ホームページ <http://www.keins.city.kawasaki.jp/>

《豊かな未来を創っていくために～次期学習指導要領に向けて～》

川崎市総合教育センター 所長 芹澤 成司



最近、『「東ロボくん」、東大合格を断念 苦手科目を克服できず』という記事を読みました。2011年から国立情報学研究所において「ロボットは東大に入れるか」プロジェクトが始まり、2016年度までに大学センター試験で高得点を取り、2021年までに東大入試を突破することを目標に「東ロボくん」というAI（人工知能）の開発が進められていました。しかしながら、東大の2次試験を受けるための足切りの点数には届かないことやさらに点数を伸ばすためには、東ロボくんが文脈や複雑な文章の意味を理解することが必要で、このまま開発を進めてもその点を突破する目処が立たないため、このプロジェクトを凍結したとのこと。東ロボくんは、科目の得意、不得意があるということよりも、問題文の意味を読み取るのが苦手だそうです。卓抜した計算力と暗記力があり、問題文を計算式に解析できれば、簡単に答えを出せるが、問題文に「意味」を理解しなければならぬ要素があれば解析することができず、お手上げになるようです。私たちが普段何気なく行っている、文の意味を考える、複数の文同士の関係を考える、文脈を捉える、言い換えや抽象的な言い方を具体的な言い方に捉え直すことは人間ならではのことで、それによって、人間は思考を深め、社会や文化を発展させてきましたが、このようなことは現在のところAIには難しいようです。このような行為には人間ならではの素晴らしさがあると改めて感じました。

この8月に、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会より「次期学習指導要領に向けたこれまでの審議のまとめ」が報告されました。この「審議のまとめ」は2030年の社会とそしてさらにその先の豊かな未来において、子供たちがよりよい人生とよりよい社会を築いていくために、教育課程を通じて初等中等教育が果たすべき役割を示すことを意図しています。その中では、学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」と「主体的・対話的で深い学び」の実現が求められています。子供たちが、主体的に学ぶことの意味と自分の人生や社会の在り方を結びつけたり、多様な人との対話で考えを広げたり、各教科等で身に付けた資質・能力を様々な課題の解決に生かすような学びを深めることによって学びの質を高めていく「主体的・対話的で、深い学び」は、東ロボくんにはできないこと、人間ならではの行為ではないかと思えます。そして、この4月より全校で取り組んでいる「キャリア在り方生き方教育」は次期学習指導要領の趣旨を先取りし、川崎の子どもたちに「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎」を創るための取組です。様々な教育課題がある今だからこそ、豊かな未来において、子供たちがよりよい人生とよりよい社会を築いていくために、私たちはこの取組をより前に進め、胸を張って、教育活動の向かっていかななくてはならないと思っています。

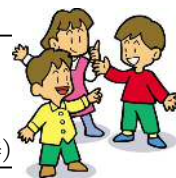
平成28年度『所報』第2号 主な内容

【巻頭言】豊かな未来を創っていくために	特別支援教育センター	6
～次期学習指導要領に向けて～	教育相談センター	7
カリキュラムセンター	拡大要請訪問	8
情報・視聴覚センター		4～5

学習指導要領の改訂に向けて

新しい学習指導要領等は例えば小学校では2020年から10年後の2030年頃までの間、子どもたちの学びを支える重要な役割を担うことになる。そして、学校教育の将来像を描くに当たって一つの目標となる、2030年頃の社会の在り方を見据えながら、その先も見通した姿を考えていくことが重要となる。

そのような中、新しい学習指導要領等の改善の方向性が示され、子どもたちの現状や将来の展望、現在の学習指導要領等の課題を踏まえ、子どもたちに新しい時代を切り開いていくために必要な資質・能力を育むためには、次の3点にわたる改善・充実を、関係者が連携しながら相互に関連付けていくことが求められる。



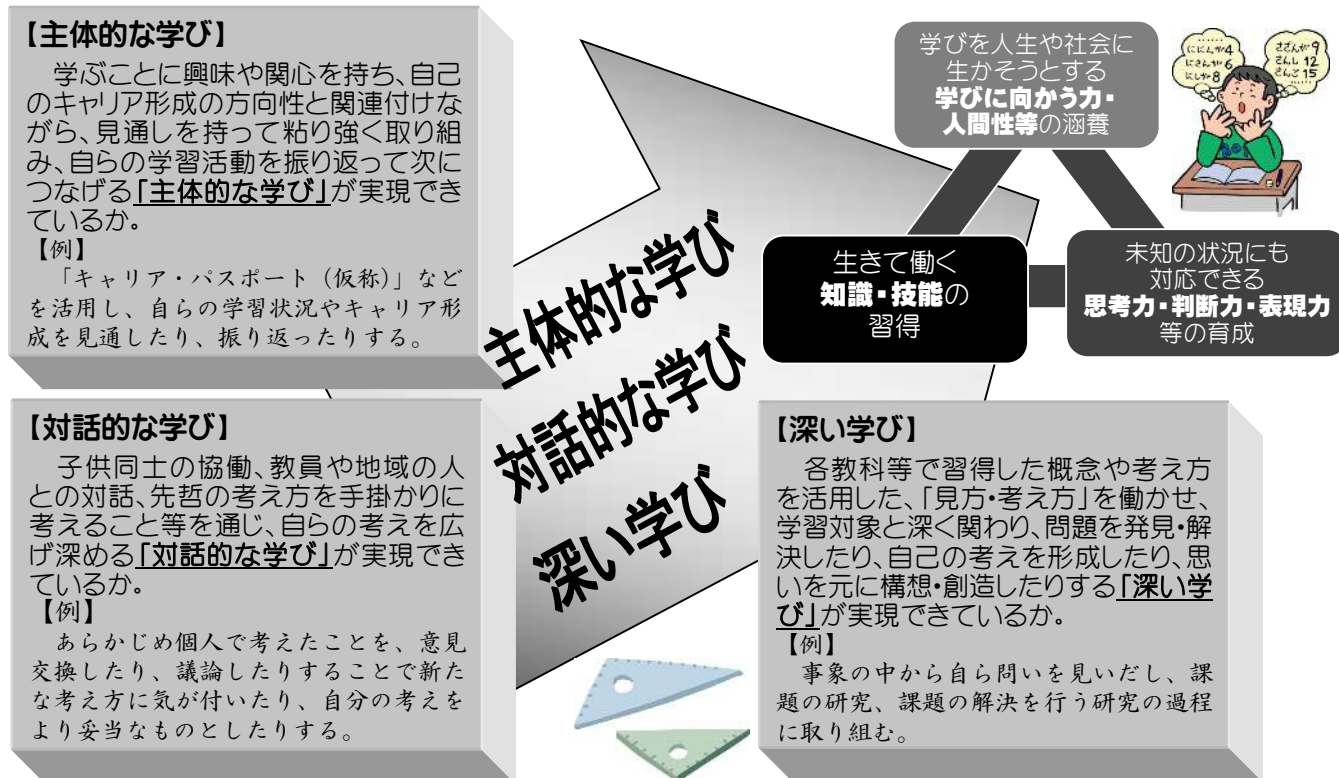
- ①学習指導要領等の枠組みの見直し
- ②教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現
- ③「主体的・対話的で深い学び」の実現（「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善）

前回の所報（平成28年度第1号）では、資質・能力についての三つの柱や、カリキュラム・マネジメントの三つの側面について掲載した。ここでは「主体的・対話的で深い学び」の実現（「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善）について示したい。

「主体的・対話的で深い学び」の実現とは、特定の指導方法のことでも、学校教育における教員の意図性を否定することでもない。人間の生涯にわたって続く「学び」という営みの本質を捉えながら、教員が教えることにしっかり関わり、子どもたちに求められる資質・能力を育むために必要な学びの在り方を絶え間なく考え、授業の工夫・改善を重ねていくことである。



主体的・対話的で深い学びの実現 （「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善）について（イメージ）



今後、学校現場では子どもたちに求められる資質・能力を育むためにアクティブ・ラーニングの視点からの授業改善が求められるところである。あわせて社会に開かれた教育課程、育成すべき資質・能力の明確化、カリキュラム・マネジメントの充実についても求められるところである。

習熟の程度に応じたきめ細やかな指導

全国・学力学習状況調査の結果から

算数・数学の平均正答数（問）と平均正答率（％）

	算数				数学			
	A (16 問)		B (13 問)		A (36 問)		B (15 問)	
	正答数 問	正答率 %	正答数 問	正答率 %	正答数 問	正答率 %	正答数 問	正答率 %
川崎市	12.4	78	6.4	50	22.4	62	6.9	46
全国	12.4	78	6.1	47	22.4	62	6.6	44
差	0	0	0.3	3	0	0	0.3	2

算数・数学について、全国の状況と比較すると、「活用」の方が「知識」よりも上回っている数値の差が大きい状況にある。

全国との差が5ポイント以上、下回った設問から

小学校 算数 A問題7

直方体における面と面の位置関係を理解すること

1. 面EFGHに垂直な面はどれか。下の1から5までの中からすべて当てはまるものを書きなさい。

2. 面BCDHに垂直な面はどれか。

3. 面ADHEに垂直な面はどれか。

4. 面FBCEに垂直な面はどれか。

5. 面ABFEに垂直な面はどれか。

正答
2, 3, 4, 5

直方体において、示された面に垂直な面を選ぶ
正答率

川崎市：72%
全国：78%
差：-6



中学校 数学 A問題5 (1)

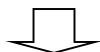
空間における直線と直線との位置関係(辺と辺がねじれの位置にあること)を理解すること

(1) 下の図の三角柱には、辺ADとねじれの位置にある辺がいくつかあります。そのうちの1つを書きなさい。

正答
BCまたはEF

三角柱において、与えられた辺とねじれの位置にある辺を書く
正答率
川崎市：70%
全国：76%
差：-6

このような問題に関して、正解を出せない児童生徒が自分の力で問題を解決していないことが考えられる。



児童生徒の習熟の程度に応じて、少人数指導が必要になる

習熟の程度に応じた少人数指導とは

○コース設定の考え方

- ・児童生徒がコース設定の説明を受けていること
- ・児童生徒がコースを選択していること
- ・35人以下の少人数クラスになっていること

○コース設定の例（手引き編P8～10参照）

- ・2つ以上のグループがあり、それぞれに先生がついて指導している。
- ・同じ教室で先生が2人（T.T など）で習熟度別に指導している。
- ・同じ教室で一部の児童生徒を集めて指導している。

研究推進校の取組から

菅小学校

習熟の程度に応じた少人数編成による授業

単元のまとめで

4年級を3コース5クラスに分ける

1組A 2組A	3組A 4組A	1組B 2組B	3組B 4組B	1組C 2組C 3組C 4組C
------------	------------	------------	------------	--------------------------

ていねい 自分で丸付け ちょうせん

児童が自分でコースを選択

単元のまとめで、算数の授業を一斉に行う

刈宿小学校

☆指導の工夫について

学習の流れ

1時間

一斉

基礎 標準

1時間のまとめで習熟の程度に応じた指導を取り入れる。

習熟の程度に応じた指導に教科書を活用！
後期から、T1とT2を入れ替える

西生田中学校

1. 指導体制

学年	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	1-6	1-7	1-8	1-9	1-10	1-11	1-12
担任	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	1-6	1-7	1-8	1-9	1-10	1-11	1-12
学年	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	2-6	2-7	2-8	2-9	2-10	2-11	2-12
担任	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	2-6	2-7	2-8	2-9	2-10	2-11	2-12
学年	3-1	3-2	3-3	3-4	3-5	3-6	3-7	3-8	3-9	3-10	3-11	3-12
担任	3-1	3-2	3-3	3-4	3-5	3-6	3-7	3-8	3-9	3-10	3-11	3-12

2年の担当が1年のT2を担当できる

3年のT2担当が、2年のT2を担当できる

時間割を工夫して、全ての学年で習熟の程度に応じた指導が可能に！

推進校の取組を参考に、校内体制の整備を！

教育の情報化推進事業

情報・視聴覚センターでは、児童生徒が情報や情報手段を主体的に選択し活用していくために必要な情報活用能力を育成していくとともに、教員が未来社会を見据えて育成すべき資質・能力を育む「学び」やそれを実現していく「学びの場」を形成するために、ICTを効果的に活用した授業の実現に向けた取組を推進しています。

児童生徒の情報活用能力の育成

- 「情報活用能力」（情報及び情報手段を主体的に選択し活用していくための個人の基礎的資質）は、社会に出てから必要となる力です。
- 情報・視聴覚センターで、これらの力を確認する目安となる指導資料「情報活用能力チェックリスト（小学校版）」を作成しています。
- 情報モラル教育については、「日常モラル」と「インターネットの仕組みの理解」により判断力を育成します。
- 情報・視聴覚センターでは、ICT機器の活用や情報モラル教育、著作権など、学校で先生方の指導にすぐに役立つ「5分でわかる情報教育Q&A」を毎年発行しています。



ICTを効果的に活用した授業の実現

- 「分かりやすく深まる授業の実現のための効果的なICT活用」が、より重要になっています。総合教育センターでは、授業の中でどのようにICTを活用するのが効果的なのか、ICTの操作だけでなく、授業づくりの視点を大切に研修に取り組んでいます。

センターの第2研修室、第3研修室、第4研修室の機器の入れ替えをしました。無線環境で利用できる端末を導入し、センター内の様々な場所で行われる研修で利用できるようにしました。また、PC教室だけでなく、普通教室でのICT活用をイメージした模擬授業等も行える環境を整備しています。ぜひご利用ください。

今後も授業づくりについて先生方が学び合える場を提供していきます。

校務の情報化の推進

- 「校務支援システム」、「学務システム」の安定運用に努めます。
 - ・グループウェアの活用による教職員間の共同作業の効率化
 - ・個人情報のセキュリティ確保
 - ・児童生徒情報の共有化による全職員が係わる指導体制づくり

「校務支援システム」のグループウェアに含まれるメールや回覧板の機能を活用することにより職員間での情報共有ができ、打合せ時間の短縮につながることから校務の効率化につながるとの報告も受けています。



「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」の策定について

情報化やグローバル化等が進み、将来の予測が難しくなる社会では、情報を主体的にとらえ、活用し、他者と協働しながら新たな価値を創造することができる子どもたちを育成することが大切です。また、その育成を図るために子どもたちの学習や生活の場となる学校において、教育の情報化を進めることも重要なことです。

「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」は、新たな時代の流れに対応するために作成し、教育の情報化に関しての今後5年間の大きな方向性を示すものです。

「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」は、次の3つの方針で進めていきます。

方針1. 情報活用能力のさらなる育成と各教科等の指導におけるICT活用



○複雑化、多様化する現代社会に必要な情報活用能力の育成

次期学習指導要領を見据え、従来行われている情報活用能力の育成をさらに進めていくために、情報教育に関する資質・能力の整理、情報活用能力育成のモデルカリキュラム、ICTの基本的操作指導や情報モラル教育等を視点として示しています。

○ICT活用による指導手法の多様化をいかした学びの質の改善

教室でのICT活用、デジタル教材、ICTを活用した新たな学習形態を取り入れることによる学びの質の改善についてまとめています。



方針2. 子どもたちの学びを支えるICT環境の充実

- 効果的で安全にICTを活用するための環境整備
- 授業等におけるICT活用、校務支援システム活用等による教育の質的改善
- 教員の業務負担の軽減による子どもと向き合う時間の確保

教育の情報化の進展とともに、学校のICT環境も従来とは違った視点が求められています。いつでも必要なときに使用できる機器やネットワークの整備やICT機器の管理、ICT活用による校務の効率化、セキュリティなど、子どもたちの学びの場を支えていくICT環境の充実についてまとめています。



方針3. 教育の情報化を推進する上での支援体制の充実



- 教員のICT活用指導力の向上
- 効果的で安全にICTを活用するための環境整備

ICT環境の充実に伴い、教員が安全・安心にICTを利用できる環境とそれを実現する体制が必要になります。そのために教育の情報化の推進体制の強化を図り、研修の充実やサポート体制、情報セキュリティポリシーの見直しなどについてまとめています。

～共生社会の実現にむけて～「障害者差別解消法と合理的配慮」

互いの違いを認め合い共に生きていく社会「インクルーシブ教育」（川崎市では「インクルーシブ教育システムの構築」）の一層の推進や、子ども一人一人が自分らしく成長していくための原動力になるものです。

2016年4月1日より、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）」が施行されました。この法律は、障害による差別を解消し、誰もが分け隔てなく相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会（お互いに暮らしやすい街）を実現することを目的として制定されました。この法施行により、民間事業者及び行政機関には差別を解消するため以下の二つのことが義務付けられました。

『不当な差別的取扱い』と『合理的配慮の不提供』の禁止

障害を理由として障害者でない人と不当に差別的取扱いをすることによって、障害者の権利利益を侵害してはなりません。

社会的障壁を取り除くことを必要とする障害者に対し、事業者は、その方の性別、年齢や障害の状態に応じて、必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」）を誠実にいき、その社会的障壁の除去に努めなければなりません。

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為。

障害のある方から、配慮を求める意思表示があった場合は、負担になり過ぎない範囲で合理的配慮を行うこと。

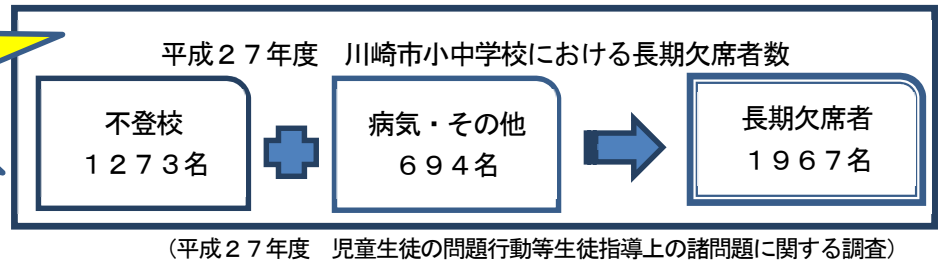
	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 ^(注) <small>※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。</small>	 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

参照：障害者差別解消法リーフレット内閣府

学校教育において「合理的配慮」とは、個人の特徴や場面によって現れる障害や困難さを取り除くために行う「個別の変更及び調整」のことを指します。

ただし、個人に配慮を行うことで他の人の生活や活動が著しく難しくなったり、あまりにも大きな負担を伴ったりする場合は、十分に検討して判断することが必要です。

学校を休んでいる子は
不登校児童生徒
だけではない？！



不登校対策から登校支援へ

平成27年度は不登校児童生徒は1273名。しかし、病気・その他を理由として30日以上欠席している者を含めると長期欠席者は1967名になります。不登校児童生徒数の約1.5倍です。そのため、不登校児童生徒だけでなく、長期欠席者すべての児童生徒の登校を支えるために、不登校対策という視点ではなく登校支援という視点で取り組みを進める必要があります。初めは「病気・その他」で休んでいる児童生徒が、徐々に不登校になっていくケースもあります。つまり、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも不登校や長期欠席は起こり得ることとして捉えて対応をしていく必要があります。教師が児童生徒の内面に寄り添うことが必要であり、一人ひとりを大切にする魅力ある学校づくりを学校全体で進めていくことが一番の対策になります。

早期に認知する取り組み

長期欠席とは年間30日以上欠席を指しますが、月に2～3日休めば1年間で30日になってしまいます。その可能性のある児童生徒を早期に認知し支援をしていくことが大切です。欠席だけでなく遅刻、早退、保健室利用状況等からも長期欠席の兆しを捉え、支援につなげることが大切です。

休み始めたらチーム支援

児童生徒の生活面・学習面・対人関係・健康面・家庭の状況等も含めて、日々の実践を通して、しっかりとしたアセスメント(見立てと支援)を行いチームで支援することが、一人ひとりの多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援につながります。学級担任だけでなく複数の教師の目で情報を集め、学校生活全般において児童生徒の苦戦している背景を探り支援につなげましょう。

～対象は全ての子ども～

子どもたちを複数の目で見ると「見立て」

休み始めたら「チーム支援」

長期欠席を未然に防ぐ

市立学校全教員に

『一人ひとりの子どもを大切にする学校をめざして[VIII]』

～子どもたちの登校を支えるために～』

を配布しました。

不登校のみならず長期欠席を未然に防ぐための手立てを紹介しています。職員のみなさんで読み合っ、校内の取組状況を確認し、魅力ある学校づくりに活かしていただきたいと思います。

これからの「不登校への取り組み」を進めるキーワードは
「見立て」「チーム支援」



学校を支援する拡大要請訪問



拡大要請訪問は、各教科等を担当する指導主事をチームで学校に派遣することにより、各学校の授業改善や教育課程編成に向けた取組等を支援することを趣旨として実施しています。

学校が主体的に要請するもので、毎年3月上旬に総合教育センターから実施の案内をさせていただいています。訪問校は毎年26校とし、訪問したことのない学校や前年度希望をしても希望がかなわなかった学校を優先させていただいています。

なお、学校は、各教科等の指導・助言に加え、学校の実情に応じて、人権尊重教育や国際教育、健康教育、特別支援教育、教育相談、児童生徒指導等の教育課題に係る指導・助言を受ける機会を設定することができます。

拡大要請訪問一日の流れ【小学校の例】

9:50	指導主事到着	
10:00	学校の概要説明	学校の歴史や地域の特色、子供たちの様子(管理職対応)
10:15	指導主事紹介	中休みを利用して指導主事の紹介
10:40	授業①	各教科等の授業を公開
11:25	授業②	各教科等の授業を公開
12:25	昼食	給食をいただきます
13:00	懇談	管理職の先生と指導主事が授業等について懇談
13:45	教科等分科会①	授業①の授業について指導・助言
14:45	教科等分科会②	授業②の授業について指導・助言
15:55	全体会	グループに分かれ今日の授業を振り返る(など)
16:30	終了	



※全体会では学校の要請に応じて研修を実施することができます。

平成28年度拡大要請訪問実施校

1 商業高等学校	9 川崎中学校	17 向小学校
2 野川小学校	10 木月小学校	18 東高津中学校
3 稲田中学校	11 麻生小学校	19 有馬中学校
4 西高津中学校	12 富士見中学校	20 南野川小学校
5 東小田小学校	13 柿生小学校	21 宮崎台小学校
6 日吉小学校	14 臨港中学校	22 南生田中学校
7 東高津小学校	15 中野島中学校	23 高津小学校
8 川中島中学校	16 戸手小学校	



※今年度は、第1回から第3回まで希望する学校がなかったため、実施校は23校となっています。

先生方の感想(過去の実施校)

- 指導主事の先生にマンツーマンで見てもらって大変勉強になりました。(小学校)
- 授業における新しい視点を得られて勉強になりました。少しでも授業がうまくいくように頑張ります。(小学校)
- 学び合いの具体的な在り方等、詳しくご助言いただき大変勉強になりました。(中学校)
- 授業改善のためのアドバイスや研修会は大変参考になりました。(高等学校)

終わりに

今年度も多くの学校に希望していただき実施することができました。来年度につきましても、授業力の向上など学校が活性化するために、実施していない学校も含め多くの学校に希望していただければと思います。